

## 実質化された人・農地プラン

市町村名	対象地区名(地区内集落名)	作成年月日	直近の更新年月日
長崎市	茂木南部地区(宮摺集落)	令和4年2月21日	

### 1 対象地区の現状

①地区内の耕地面積	29.7ha
②アンケート調査等に回答した地区内の農地所有者又は耕作者の耕作面積の合計	19.4ha
③地区内における60才以上の農業者の耕作面積の合計	11.3ha
i うち後継者未定の農業者の耕作面積の合計	6.7ha
ii うち後継者について不明の農業者の耕作面積の合計	0.2ha
④地区内において今後中心経営体が引き受ける意向のある耕作面積の合計	0ha
(備考)	

### 2 対象地区の課題

<ul style="list-style-type: none"> <li>・全国でも有数の「びわ」産地が形成されているほか、柑橘類が栽培されているが、ほとんどの農地が斜面地に点在している、圃場までの農道も狭小である。</li> <li>・びわ生産者の高齢化や担い手不足等により、放任園が増加しており、有害鳥獣被害の増加の原因となっている。</li> <li>・水資源が少なく、灌漑施設の維持に多大な労力を要している。</li> <li>・気象災害により大きく経営が左右される産地であり、災害に強い産地づくりの取り組みが必要である。</li> </ul>
--

### 3 対象地区内における中心経営体への農地の集約化に関する方針

農地利用最適化アンケートをはじめ、認定農業者の農業経営改善計画や、認定新規就農者の青年等就農計画等により、新規参入や規模拡大の意向を把握する。
農地中間管理機構を活用し、中心経営体への農地の集約を図るとともに、入作を希望する認定農業者や認定新規就農者の受入れなどを促進することにより対応する。
定年帰農者や移住者など、地域外からの新規就農希望者の受け入れを促進し、農地の流動化と集落の活性化に取り組んでいく。

### 4 3の方針を実現するために必要な取組に関する方針(任意記載事項)

<b>農地の貸付け等の意向</b> 貸付け等の意向が確認された農地は、9.5haとなっている。
<b>農地中間管理機構の活用方針</b> ・農地中間管理事業の更なる周知を図り、機構を通じた中心経営体等への貸し付けを進め、将来の経営農地の集約化や農地の利用集積を推進する。 ・特に、JAが開催するびわ講座には、多くの定年帰農者が受講しているため、修了者に対しびわの放任園の貸し付けを進めていく。
<b>基盤整備への取組方針</b> 既存の灌漑施設の長寿命化・拡充、適正管理に努めるほか、市単独の担い手農家支援特別対策事業を活用した小規模の基盤整備(狭地なおしや耕作道整備)の取組みを検討する。
<b>新規・特産化作物の導入方針</b> 既存果樹の生産者格差の是正に取り組むとともに、労力分散・経営安定に向けて補完作物を導入する。
<b>鳥獣被害防止対策の取組方針</b> 地域ぐるみの捕獲隊を中心とした捕獲活動に加え、既存のワイヤーメッシュ柵の維持管理や新たな被害箇所への新設に取り組む。
<b>災害対策への取組方針</b> 近年の局所的・激甚災害に対応するため、共済・収入保険加入によるリスク管理や気象災害対策に取り組む。